

児童手当拡充に係る補正予算について

1. 施策の目的

全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化するため、制度の拡充を行う。

2. 拡充の内容

令和 6 年 10 月分（12 月支給分）から次のとおり抜本的拡充を行う。

- ① 所得制限を撤廃し、全員を支給対象とする
- ② 支給期間を高校生年代まで延長する
- ③ 第 3 子以降の支給額を月 3 万円とする
- ④ 支給月を隔月（偶数月）の年 6 回とする

3. 支給対象者（10 月以降見込）

【拡充前】 1,834 世帯 3,380 人

【拡充後】 2,997 世帯 4,970 人（4 月 30 日時点住基データ＋見込）

4. 補正予算額一歳出 120,454 千円（116,808 千円）（1）～（6）（（6）は総務課計上）

- | | | |
|------------|-------------------|-------------|
| （1）報酬等 | <u>999 千円</u> | （会計年度任用職員） |
| （2）印刷製本費 | <u>25 千円</u> | （返信用封筒印刷代） |
| （3）通信運搬費 | <u>516 千円</u> | （申請書・周知案内等） |
| （4）銀行振込手数料 | <u>408 千円</u> | |
| （5）扶助費 | <u>114,860 千円</u> | |

（6）神奈川県町村情報システム改修費【総務課予算】 3,646 千円

5. 補正予算額一歳入 117,287 千円

- | | | |
|---|-------------------|------------------|
| （1）児童手当国庫負担金 | <u>108,527 千円</u> | 歳出（5） |
| （2）子ども・子育て支援事業費補助金
（児童手当制度改正実施円滑化事業） | <u>5,594 千円</u> | 歳出（1）～（4）、（6）の合計 |
| （3）児童手当県負担金 | <u>3,166 千円</u> | 歳出（5） |

1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のための「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を令和6年通常国会に提出した。
 - ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
 - ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案の内容																																																														
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代まで の国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																														
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																														
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 一律：15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・ 中学生 一律：10,000円 ・ 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																														
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																														
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																														
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月） （各前月までの2カ月分を支払）																																																														
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/15</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子ども・子育て支援金制度の創設等に関する法案を令和6年通常国会に提出。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10					2/15	3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10					2/9
	被用者		非被用者		公務員																																																											
	事業主	国	国	地方																																																												
3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																											
			2/3	1/3																																																												
3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10																																																											
			2/3	1/3																																																												
	被用者		非被用者		公務員																																																											
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																												
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10																																																											
				2/15																																																												
3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10																																																											
				2/9																																																												